

令和 年 月 日

生徒および保護者の皆さまへ

東京都立小松川高等学校長

学校感染症（インフルエンザ等）における経過報告について

日頃より、本校の教育活動への御理解、御協力を深く感謝申し上げます。

さて、学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には、それぞれ出席停止期間が定められております。学校内での感染症拡大を防ぐため、裏面に記載された「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について」に基づき、お子様の罹患状況を踏まえ、疾病により「出席停止」期間が異なります。

医療機関等より、感染の恐れがないと認められ、再登校させる際には、以下の「学校感染症（インフルエンザ等）における経過について（保護者が記入）」を御提出ください。

つきましては、御家庭におかれましても、何卒その趣旨を御理解いただき、生徒の健康管理と併せて、御協力よろしくお願いいたします。

----- キ リ ト リ -----

学校感染症（インフルエンザ等）における経過について

東京都立小松川高等学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

医療機関から、下記疾患について、令和_____年_____月_____日に、診断を受けました。

このため、下記の期間について欠席させていましたが、裏面に記載された「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について」に基づき、治療等が終了し、感染の恐れがないと医療機関から診断されましたので、御連絡します。

欠席期間：令和_____年_____月_____日 ～ 令和_____年_____月_____日

病 名：_____

医療機関：_____

電話番号：_____

令和_____年_____月_____日

保護者氏名_____

※必要事項を記入しましたら、キリトリ線以下の部分を、クラス担任にご提出ください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について
(学校保健安全法施行規則第 18、19 条)

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられるその他の感染症)	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 水いぼ、伝染性(とびひ)